阿賀野市告示第160号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号) 第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

- 1 供用を開始する年月日 令和6年9月1日
- 2 下水を排除する区域

阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区

- ○水原市野山処理分区 荒屋、町村の各一部
- ○水原山口南処理分区 砂押、下山口3、東柳町、日の出町、北新町
  - の各一部
- ○笹神真光寺出湯処理分区 出湯の一部

阿賀野市公共下水道 安田処理区

- ○保田第1処理分区 安田寺社5の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 別図のとおり
- 4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 縦覧場所 阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局
- 6 縦覧期間

令和6年8月16日(金)から令和6年8月30日(金)まで (土・日曜日及び祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで